

蒲郡市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項の規定に基づき、蒲郡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、市長及び委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第3条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）第6条第1項各号に規定する公開しないことができる情報に係る事項を会議の議題等とする場合

(2) その他協議会が必要と認める場合

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。